

インド特許法の基礎(第15回)

～強制実施権～

河野特許事務所
弁理士 安田 恵

1. はじめに

特許権は、発明を奨励し、当該発明がインドにおいて商業的に実施されることを保証するために付与されるものである（第83条(a)）。特許権の保護により、技術革新を推進し、技術の移転及び普及に貢献することが期待される（第83条(c)）。一方、特許発明の恩恵は合理的に手頃な価格で公衆が利用できるものでなければならず（第83条(g)）、公衆衛生の保護を阻害するものであってはならない（第83条(d)）。

特許発明に関する公衆の合理的な需要が充足されていないなど、特許付与の目的に反する状況にある場合、利害関係人の請求により、長官は当該利害関係人に対して強制実施権を許諾することができる（第84条など）。強制実施権の許諾命令は、特許権者及び強制実施権の請求人の間で締結された実施権許諾証書としての効力を有する（第93条）。また、強制実施権の許諾命令があつてから2年が経過しても公衆の需要が充足されていない状況が継続している場合、長官は特許を取り消すことができる（第85条）。

2. 強制実施権の概要

(1) 強制実施権の種類

インド特許法において長官が許諾可能な強制実施権は次の4種類である。

- ① 不実施の強制実施権（第84条）
- ② 関連特許（利用関係）の強制実施権（第91条）
- ③ 国家的緊急状況における強制実施権（第92条）
- ④ 特許医薬品の輸出に係る強制実施権（第92A条）

(2) 強制実施権に関する条文

強制実施権に係るインド特許法第XVI章の全体構造は図1に示す通りである¹。強制実施権許諾の可否を判断するに当たり重要と考えられる条文に下線を付した。

1 強制実施権に係るインド特許法第XVI章の全体構造を把握し易いように図示したものであり、必ずしも各条文の関係を厳密に図示したものではない。

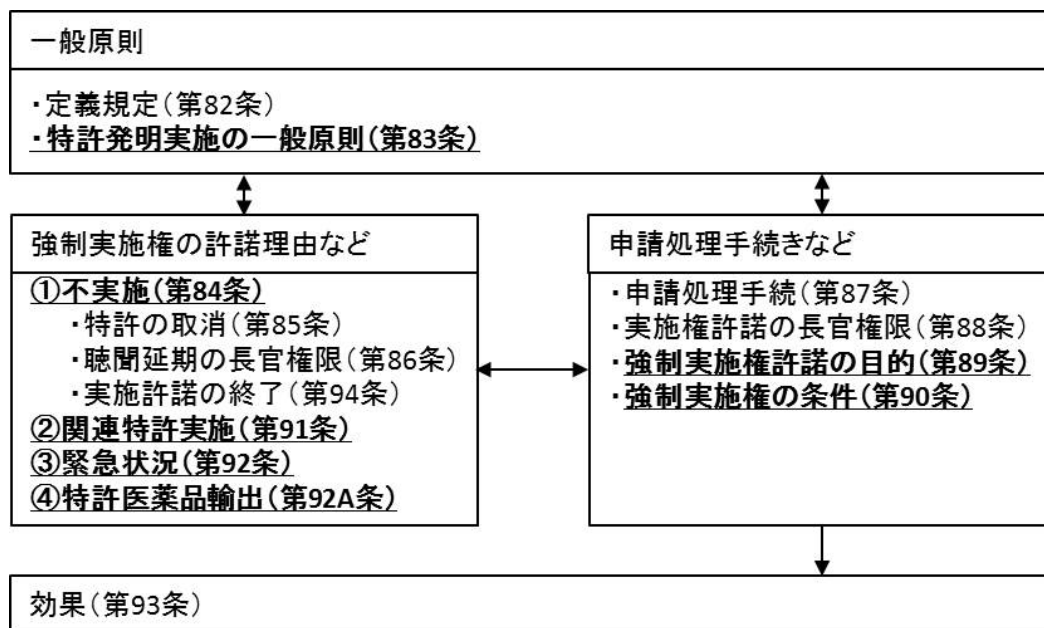


図1 強制実施権に関する条文の全体構造

第82条では「特許物品」及び「特許権者」の用語が定義²されている。第83条においては特許発明の実施に係る一般原則が規定されている。換言すると、インド特許法において特許を付与する目的が第83条に規定されていると言える。第83条は、強制実施権を許諾すべきか否かを判断するに当たって考慮すべき事項を、特許付与の観点から規定しているものと考えられる。第83条は抽象的な原則を列挙した条文ではあるが、強制実施権許諾の可否を判断するための重要な基準の一つであると考えられる。

第84条、第91条、第92条及び第92A条には、強制実施権の許諾理由などが規定されている。

第87～第89条は強制実施権の申請処理手続き、長官の権限、強制実施権許諾の一般目的、強制実施権許諾の対価、期間などの条件について規定している。第89条は、強制実施権を許諾すべきか否かを判断するに当たって考慮すべき事項を、強制実施権許諾の観点から規定しているものと考えられる。第89条も第83条と同様、抽象的な原則を列挙した条文ではあるが、強制実施権許諾の可否を判断するための重要な基準の一つであると考えられる。

なお、申請処理手続などの規定は不実施の強制実施権についての規定であるが、表1に示すように、他の強制実施権の申請処理においても適宜準用されている。

2 「特許物品」は特許方法によって製造された何らかの物品を含むものとし（第82条(a)）、「特許権者」は排他的実施権者を含む（第82条(b)）。また、第2条(1)(o)においては「「特許物品」及び「特許方法」とは、それぞれ現に有効な特許の対象である物品又は方法をいう。」と定義されている。